

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、作業員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、業務中に負傷した。

請求人は、Dクリニックにおいて「右上肢デグロービング損傷、右腋窩部挫滅創」等の傷病（以下「旧傷病」という。）にて治療を続け、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となったものの、その後、再発したと認定され、加療した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆとなった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでの処分を取り消す旨の決定をしたので、監督署長は改めて請求人に残存する障害の程度は障害等級第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、旧傷病の症状が増悪したとして、E病院に受診し「腕神経叢ひきぬき損傷、神経障害性疼痛等」（以下「現傷病」という。）と診断された。

請求人は、現傷病は旧傷病が再発したものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、現傷病は旧傷病が再発したものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の現傷病が旧傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、現傷病は、旧傷病が増悪したものであり、また、注射をすると痛みが軽快することがあることから、治療効果がある旨主張しているが、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人の障害は改善する見込みはなく、上肢に対する神経ブロック治療、内服治療の継続が必要であると考えられる旨述べており、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人が訴える症状は再発とは考えられない、請求人が訴える自覚症状に対しては対処療法でよい、と述べている。

さらに、H医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「しびれ感と疼痛を訴えるが症状固定時と変わらず。疼痛緩和のため内服処方。その他検査なし。症状、所見も変わらないと思われる。」と述べており、I医師も、平成

〇年〇月〇日付け鑑定書において、「疼痛の増悪を他覚的に裏付ける所見は乏しい。右手指、手関節、肘関節、肩関節を自分の意志で動かせないとする本人の訴えを裏付ける根拠は乏しい。本人が痛みの増悪を訴えているようであるが、これを裏付ける客観的な所見はないと言わざるを得ない。」と述べている。

(2) 以上のように、請求人が訴える現傷病の症状について、旧傷病の増悪であるとする医証はなく、また対処療法以外の具体的な治療効果を見込めるとの所見も認められないものであり、当審査会としても、請求人の現傷病が旧傷病の再発であるとは認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。